

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月二十五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一―三四―一二

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後				改正前								
別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三 三条、第四条関係） 一〇十一 （略） 十二 育児休業				別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第 三条、第四条関係） 一〇十一 （略） 十二 育児休業								
人事管理文書の区分	人事管理文書の例			保存期間	保存期間 満了時の 措置	人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間			
	育児休業			育児時間簿						育児休業承認請求書	育児休業承認請求書	育児休業承認請求書
	法			第三條第二項、 第四條第一項、 第十二條第二 項、第十三條第 一項又は第二十 六條第一項の請 求の文書						育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書
	第二十六條第一 項の請求の文書			育児時間の承認の 文書の写し						育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書
	第二十六條第一 項の承認の文書 の写し			育児時間の承認の 文書の写し						育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書
	第二十六條第二 項の申出の文書			育児時間簿						育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書
第二十六條第三 項の変更の文書			育児時間簿	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書				
第二十六條第六 項において準用 取消しの文書の写			育児時間の承認の 文書の写し	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書	育児短時間勤務承 認請求書				

する第六条第二 項の取消しの文 書の写し	第三条第二項、 第四条第一項、 第十二条第二項 又は第十三条第 一項の請求の文 書	育児休業承認請求 書 育児短時間勤務承 認請求書	育児休業 又は育児 短時間勤 務が終了 する日の 翌日に係 る特定日 以後三年
第三条第三項 (第四条第三項 において準用す る場合を含む。 又は第十 二条第三項(第 十三条第二項に おいて準用する 場合を含む。) の承認の文書の 写し	育児休業又は育児 短時間勤務の承認 の文書の写し	育児休業又は育児 短時間勤務の期間 の延長の承認の文 書の写し	

第三条第三項 (第四条第三項 において準用す る場合を含む。 又は第十二 条第三項(第十 三条第二項にお いて準用する場 合を含む。)又 は第二十六条第 一項の承認の文 書の写し	育児休業の承認の 文書の写し	育児休業の承認の 文書の写し	育児短時間勤務の 承認の文書の写し
--	-------------------	-------------------	----------------------

		規則一九 ―〇（職 員の育児 休業等）	
第六條第二項 （第十四條にお いて準用する場 合を含む。）の 取消しの文書の 写し	育児休業又は育児 短時間勤務の承認 の取消しの文書の 写し	（略）	（略）
第三十條第二項 において準用す る第五條第二項 の証明書類	育児時間の事由を 確認するための証 明書類	（略）	（略）
第三十一條の二 育児時間の養育状 況変更届		（略）	（略）
		三年	（略）
		廃棄	

		規則一九 ―〇（職 員の育児 休業等）	
第六條第二項 （第十四條又は 第二十六條第三 項において準用 する場合を含む。 ）の取消し の文書の写し	育児短時間勤務の 承認の取消しの文 書の写し	（略）	（略）
育児休業の承認の 取消しの文書の写 し	妊娠又は出産等に ついての申出の文 書	（略）	（略）
		三年	（略）
		廃棄	

る第十條第一項 の届出の文書	第三十一條の二 において準用す る第十條第三項 において準用す る第五條第二項 の証明書類	第三十二條第一 項の申出の文書	書	(略)	第五條第二項 (第六條第二 項、第十條第三 項 (第二十二條 において準用す る場合を含む。 む。) 又は第二 十條第二項にお	育児休業又は育児 短時間勤務の事由 を確認するための 証明書類	育児休業又は育児 短時間勤務の期間 の延長の事由を確 認するための証明 書類	以後三年
						育児休業又は育児 短時間勤務の事由 を確認するための 証明書類	育児休業又は育児 短時間勤務の期間 の延長の事由を確 認するための証明 書類	

		(略)		第五條第二項 (第六條第二 項、第十條第三 項(第二十二條 において準用す る場合を含む。) において準用す る類	育児休業の事由を 確認するための証 明書類	育児休業の期間の 延長の事由を確認 するための証明書 の翌日 に係る特	
		(略)				育児休業 又は育 短時間勤 務又は育 児時間が 終了する 日の翌日	

第十條第一項 (第二十二條に おいて準用する	いて準用する場 書類 合を含む。)の 証明書類	育児休業又は育児 短時間勤務の養育 状況変更届に係る 事由について確認 するための証明書 類	(削る)	(削る)	(削る)

第十條第一項 (第二十二條 (第三十一條に	る場合を含む。 む。)、第二十 條第二項又は第 三十條第二項に おいて準用する 場合を含む。)の 証明書類	養育状況変更届に 係る事由について 確認するための証 明書類	育児短時間勤務の 事由を確認するた めの証明書類	育児短時間勤務の 期間の延長の事由 を確認するための 証明書類	育児時間の事由を 確認するための証 明書類	養育状況変更届

定日以後
三年

備考 十三～二十 (略)			
	(略)	(略)	場合を含む。 の届出の文書
	(略)	(略)	
	(略)		

備考 十三～二十 (略)			
	(略)	(略)	において準用する 場合を含む。 る場合を含む。 む。の養育状 況変更届
	(略)	(略)	
	(略)		

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。